

株式会社 MR3 人材紹介に関わる料金規定

(紹介料金と支払規定)

- 第1条 内定者が甲に入社したとき、甲は、乙に対し報酬として内定者の理論年収(税込み)の30%を支払うものとする(但し、別途消費税を支払うものとする)。
ここにいう理論年収とは、月額給与の12ヶ月分と前年度の甲の支給実績に基づく採用予定者の想定賞与額を合算した額をいう。
- 2 乙が紹介した求職者が雇用されないことが決まったときから12ヶ月以内に、甲が乙の紹介によらずにその求職者を採用した場合、甲は、前項に規定する報酬及び消費税と同一金額を乙に支払うものとする
- 3 甲は、前2項に規定する報酬等と消費税を、内定者の入社日の月末締め、翌月末払いとし、乙指定の銀行口座に振込により支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。

(紹介料金の返金)

- 第2条 内定者が入社日以降、6ヶ月以内に本人の一身上の都合で退職した場合は、第6条により受領した紹介手数料を減額し、次により返金する。但し、特殊な要因による場合は甲乙協議して金額を決定する。
1. 1ヶ月以内・80% 2. 2ヶ月以内・50% 3. 3ヶ月以内・30% 4. 6か月以内・10%